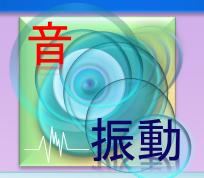
騒音 • 振動に関する規制



▶ 深夜営業における騒音規制について

飲食店等における深夜営業において使用する次の音響機器には、騒音に係る規制基準のほか、原則として 午後11時以降の音響機器の使用制限が定められています。

対象となる営業

- 1 飲食店営業
- 2 喫茶店営業
- 3 ボーリング場営業
- 4 バッティングセンター営業
- 5 ゴルフ練習場営業
- 6 小売店営業(店舗面積500㎡以上)
- 7 公衆浴場営業 (保養を目的とするもの)

規制基準

午後10時から翌日の午前6時まで

第1種低層住居専用地域			
第2種低層住居専用地域			
田園住居地域	第1種		
第1種中高層住居専用地域		45 デシベル ^{*®}	
第2種中高層住居専用地域			
第1種住居地域			
第2種住居地域	第2種		
準住居地域	另 4 1里 		
用途地域の指定がない区域*®			
近隣商業地域		50	
商業地域	第3種		
準工業地域		デシベル	
工業地域	第4種		
工業専用地域	分子但		

音 響 機 器

午後11時から翌日の午前6時まで

音響機器の使用禁止

- 1 カラオケ装置
- 2 ステレオセットその他の音声機器
- 3 拡声装置
- 4 録音・再生装置
- 5 有線ラジオ放送装置(受信装置に限る)
- 6 楽器



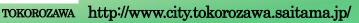
※ただし、音響機器から発生する音が営業を 行う場所の外部に漏れない場合を除く。

- ※商業地域・工業地域・工業専用地域を除く。
- ※ ① デシベル (dB) とは、騒音レベルや振動レベルの単位です。
- ※② 主に都市計画法第5条第1項の規定による都市計画区域 の指定がされている区域のうち、同法第8条第1項第1号 の規定による用途地域の指定がされていない区域のこと。



〒359-8501 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1

所沢市 環境クリーン部 環境対策課 Tel 04-2998-9230 Fax 04-2998-9195



(「騒音」で検索)



◆ 工場・事業場の騒音・振動規制について

特定施設等を設置しようとする事業所は、特定施設の位置や騒音・振動の防止策などを記載した届出が必要です。また、特定施設等を設置した事業所には、騒音・振動に係る規制基準が適用されます。

特定施設(騒音)※1

- ① 金属加工機械(*)
 - イ 圧延機械 (定格出力の合計が22.5kW以上)
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン (ロール式、定格出力 3.75kW 以上)
 - ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く)
 - ホ 機械プレス (呼び加圧能力 294 キロニュートン以上)
 - へ せん断機 (定格出力 3.75kW 以上)
 - ト鍛造機
 - チ ワイヤーフォーミングマシン
 - リ ブラスト (タンブラスト以外のもので密閉式を除く)
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機(といしを用いるもの)
- ② 空気圧縮機・送風機 (定格出力 7.5kW 以上)
- ③ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (定格出力 7.5kW 以上)
- ④ 織機 (原動機を用いるもの)
- ⑤ 建設用資材製造機械(*)
 - イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除く、混練容量 0.45 ㎡以上)
 - ロ アスファルトプラント (混練重量 200kg 以上)

- ⑥ 穀物用製粉機 (ロール式、定格出力 7.5kW 以上)
- ⑦ 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー (定格出力 2.25kW 以上)
 - ハ砕木機
 - ニ 帯のこ盤 (製材用:定格出力15kW以上)
 - (木工用:定格出力 2.25kW 以上)
 - ホ 丸のこ盤 (製材用: 定格出力 15kW 以上)
 - (木工用: 定格出力 2.25kW 以上)
 - へ かんな盤 (定格出力 2.25kW 以上)
- ⑧ 抄紙機
- ⑨ 印刷機械 (原動機を用いるもの)
- ⑩ 合成樹脂用射出成形機
- ① 鋳型造型機 (ジョルト式)(*)
- (*) 公害防止主任者等の選任の必要があります。詳しくは環境対策課まで

特定施設(振動)※2

- ① 金属加工機械(*)
 - イ 液圧プレス (矯正プレスを除く)
 - ロ 機械プレス
 - ハ せん断機 (定格出力 1kW 以上)

 - ホ ワイヤーフォーミングマシン (定格出力 37.5kW 以上)
- ② 圧縮機 (定格出力 7.5kW 以上)
- ③ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機 (定格出力 7.5kW 以上)
- ④ 織機 (原動機を用いるもの)
- (*) 公害防止主任者等の選任の必要があります。詳しくは環境対策課まで

- ⑤ コンクリートブロックマシン (定格出力の合計が 2.95kW 以上)、 コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械 (定格出力の合計が 10kW 以上)
- ⑥ 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー (定格出力 2.2kW 以上)
- ⑦ 印刷機械 (定格出力 2.2kW 以上)
- ⑧ ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもの、定格出力30kW以上)
- ⑨ 合成樹脂用射出成形機
- ⑩ 鋳型造型機 (ジョルト式)(*)

① すでに施設を使用している場合 法令施行後30日以内 使用届出 63 ② 新たに施設を設置しようとする場合 設置届出 工事着手の30日前まで 6 9 ③ 施設の数等を変更する場合 変更届出 工事着手の30日前まで 届出の種類 8 9 ④ 施設の使用を廃止した場合 使用廃止届出 廃止後30日以内 6 8 ⑤ 代表者等を変更した場合 氏名変更届出 変更後30日以内 8 3 ⑥ 施設の譲渡等をした場合 承継届出 承継後30日以内

指定騒音施設※3

① 木材加工機械

イ 帯のこ盤 (製材用:定格出力15kW未満)

(木工用:定格出力2.25kW未満)

ロ 丸のこ盤 (製材用:定格出力15kW未満)

(木工用:定格出力2.25kW未満)

ハ かんな盤 (定格出力 2.25kW 未満)

② 合成樹脂用粉砕機

③ ペレタイザー

④ コルゲートマシン

⑤ シェイクアウトマシン

⑥ ダイカスト機

⑦ 冷却塔 (定格出力 0.75kW 以上)

指定騒音作業※5

- ① 業として金属板 (厚さ 0.5mm 以上) のつち打加工を行う作業
- ② 業としてハンドグラインダーを使用する作業
- ③ 業として電気のこぎり又は電気かんなを使用する作業

① シェイクアウトマシン

② オシレイティングコンベア

屋外作業場等における規制対象作業場

指定振動施設※4

- ① 廃棄物、原材料、土石、鉱物を保管するために屋外に設けられた場所 (面積が150 ㎡以上)
- ② 事業活動のための自動車駐車場(収容能力20台以上)
- ③ トラックターミナル
- ※1 騒音規制法施行令別表第1に掲げられる施設
- ※2 振動規制法施行令別表第1に掲げられる施設
- ※3 埼玉県生活環境保全条例別表第2第5号に掲げられる施設
- ※4 埼玉県生活環境保全条例別表第2第6号に掲げられる施設
- ※5 埼玉県生活環境保全条例別表第3に掲げられる作業

拡声機騒音の規制について

埼玉県生活環境保全条例において、商業宣伝を目的 として拡声機を使用する場合には規制がかかります。

<使用可能時間>

午前10時から午後6時まで

※詳細は環境対策課まで

騒音・振動の規制基準 騒音		昼間 午前8時から 午後7時まで	朝 午前6 時から 午前8時まで 夕 午後7時から 午後10時まで	夜間 午後 10 時から 午前 6 時まで	振 動	昼間 午前8時から 午後7時まで	夜間 午後 7 時から 午前 8 時まで
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	第1種	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル	第1種	6 0	5 5 デシベル
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定がない区域	第2種	5 5 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	舟1 個	デシベル	
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第3種	6 5 デシベル	60 デシベル	5 0 デシベル	第2種工業地統合	6 5 デシベル	60 デシベル
工業地域工業専用地域	第4種	70 デシベル	6 5 デシベル	60 デシベル			

- 備考 ① 独山近郊緑地保全区城内においては、第1種区城の騒音に係る基準値が適用されます。
 - ② 所沢三ヶ島工業団地区域内においては、第4種区域の騒音に係る基準値が適用されます。
 - ③ 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護者人ホーム又は幼保連携型配定こども園の敷地の周囲おおむぬ 50 メートルの区域内の騒音の基準 (第2種区域、第3種区域、第4種区域に限る。)は上表の基準値から5デシベルを域じた値となり、振動の基準 (全区域) についても同様に上表の基準値から5デシベルを域じた値となります。

◆ 建設作業の騒音 ・ 振動規制

著しく騒音・振動を発生する次の建設作業には、騒音・振動に係る規制基準のほか、作業禁止時間・禁止日などが定められています。また、これらの建設作業を実施するに当たっては、作業開始の日の中7日前までに「特定建設作業実施届出書」の提出が必要です。

騒音規制法

① くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を 使用する作業

- くい打機は、もんけんを除く。
- ・くい抜機又はくい打くい抜機は、圧入式を除く。
- ・くい抜機をアースオーガーと併用する場合は除く。

② びょう打機を使用する作業

③ さく岩機を使用する作業

・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における 当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作 業に限る。

④ 空気圧縮機を使用する作業

- ・空気圧縮機の中でも電動機以外の原動機を用いているものかつ、定格出力 15 kW 以上のものが対象。
- ・さく岩機の動力として使用する作業を除く。

⑤ コンクリートプラント又はアスファルトプラント を設けて行う作業

- ・コンクリートプラントは混練容量が 0.45 m³以上のもの。
- ・アスファルトプラントは混練容量が200kg以上のもの。
- ・モルタルを製造するためコンクリートプラントを設けて 行う作業を除く。

⑥バックホウを使用する作業

・定格出力80kW以上で環境大臣が指定していないもの※。

⑦ トラクターショベルを使用する作業

・定格出力70kW以上で環境大臣が指定していないもの※。

⑧ ブルドーザーを使用する作業

・定格出力40kW以上で環境大臣が指定していないもの※。

振動規制法

① くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を 使用する作業

- ・くい打機は、もんけん及び圧入式を除く。
- ・くい抜機は、油圧式を除く。
- ・くい打くい抜機は、圧入式を除く。

② 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

③ 舗装版破砕機を使用する作業

・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における 当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 m を超えない作 業に限る。

④ ブレーカーを使用する作業

- ・ブレーカーは、手持式を除く。
- ・作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

※環境大臣が指定するバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザー (低騒音型建設機械)は、下記のホームページで確認できます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kensetsusekou.htm

※※定格出力: 1PS (仏馬力) = 0.7355 kW



建設作業に係る 騒音・振動の 規制基準

基準値 1.2号*

1号

1.2号

騒音 85デシベル

摄

振動 75デシベル

14時間

最大作業時間

作業禁止日

2 号

作業禁止時間 1号

午後7時から翌日午前7時まで

2 号

午後10時から翌日午前6時まで

最大作業日数 1.2号

連続6日

日曜・休日

10時間

*所沢市においては、工業地域・ 工業専用地域を除いて1号区域 が適用されています。